



平成21年10月28日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 澤 井 光 郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問 合 せ 先 取締役
コーポレート部門担当 尾 鼻 康 弘
(TEL. 06-6105-5823)

レボフロキサシン審決取消訴訟の勝訴に関するお知らせ

レボフロキサシン製剤（抗菌剤）の「レジオネラ属」の効能追加に伴う特許期間延長に関する特許庁の無効審決を不服として、第一三共株式会社が知財高裁に提訴していた審決取消訴訟に関し、本日10月28日付で、知財高裁は原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡しました。

沢井製薬株式会社ら13社は、第一三共株式会社（当時の第一製薬株式会社）が行った公知申請による「レジオネラ属」の効能追加に対する4年11ヶ月7日間の特許期間延長に対し、2007年8月に無効審判を特許庁に提起しておりました。

特許庁は2008年11月に、米国臨床試験期間及び日本における財団法人日本抗生物質学術協議会への回答日から国内臨床薬理試験を開始した日までの期間を無効とし、2年6ヶ月5日間に特許延長期間を短縮する旨の審決を出しました。

本件は、第一三共株式会社が当審決に対し2008年12月24日付で提起した審決取消訴訟の判決であり、特許庁の審決が支持されたものです。

特許庁の審決に基づけば2008年12月25日に特許延長期間が満了していることになるため、当社は本年5月に薬価収載し製造販売を行ってきましたが、第一三共株式会社は、審決取消訴訟の提起により当審決が確定していないことを理由に、当社ら薬価収載した23社に対し、製造販売の差止を求める特許侵害訴訟を提起（東京地裁で係争中）し、さらに原薬の輸入差止を東京税関に申し立てています。今回の知財高裁判決により、特許侵害訴訟及び輸入差止申立に大きな影響を及ぼすこととなります。

以 上